

(お知らせ)

令和6年10月28日  
四国電力株式会社

**伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に関する  
確認書に基づく協議書の締結について**

昨年5月の原子炉等規制法の改正に伴い、発電用原子炉設置者は、高経年化対応の手続きとして、運転開始30年以降の10年を超えない期間ごとに原子炉施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して、原子力規制委員会に申請し、認可を得ることとなりました。

長期施設管理計画の策定および改廃に関し、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第10条第1項第5号に基づき、当社から愛媛県および伊方町に事前連絡しなければならない「その他甲及び乙が必要と認める事項」に該当する旨について、本日、愛媛県、伊方町および当社との間で、別紙のとおり、協議書を締結しましたのでお知らせいたします。

本協議書に基づき、今後、当社は、伊方発電所3号機の30年以降の運転に関する長期施設管理計画を原子力規制委員会に申請するにあたり、愛媛県および伊方町に対し、事前連絡を行うこととなります。

(別紙)

- ・伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に関する確認書に基づく協議書

以 上